

## 覚 書

2016年度国土交通省が行う「国際戦略港湾コンテナターミナル高度化実証事業」に係るRTG遠隔操作の社会実験について下記の通り確認し覚書とする。

### 記

- (1) 当該事業は、ターミナルの荷役効率の向上のためのデータ収集を目的とした実験であり、同荷役システムの導入及びターミナルの自動化を前提とするものではない。
- (2) 当該事業の実施にあたっては、対象ターミナル港及び当事ターミナル関係者間において事前に十分に協議の上、行う。その際、安全確保に十分な配慮をすると同時に、通常作業にしわ寄せをさせないこと。
- (3) 当該事業に係る一切の費用は、国の負担とする。
- (4) 当該事業の対象ターミナルは、横浜港南本牧MC-3ターミナル及び神戸港PC-18ターミナルとし、期間は平成28年9月1日～平成29年3月31日とする。なお、当該事業に際しては、労働組合の視察を認めることとする。
- (5) 港運労使は国土交通省に対し、当該実験の終了後、速やかにその結果の報告を求める。

以上

2016年(平成28年)7月28日

一般社団法人 日本港運協会  
労使政策委員会  
委員長 松井 明生



全国港湾労働組合連合会  
中央執行  
委員長 糸谷 欽一郎



全日本港湾運輸労働組合同盟  
会 長 新 井 義 信

